



発行 新潟県

第 58 号

令和5年7月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 47 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（都市整備課）
- 48 新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市整備課）

告 示

- 872 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 873 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 874 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 875 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 876 公共測量の終了通知（監理課）
- 877 道路の区域変更（道路管理課）
- 878 道路の区域変更（道路管理課）
- 879 道路の区域変更（道路管理課）
- 880 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（税務課）
- 特定調達契約の契約者等（税務課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

企業局管理規程

- 5 新潟県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 6 新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

- 2 新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

- 84 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告（選挙管理委員会）

教育委員会公告

- 特定調達契約の契約者等（財務課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 6 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）
- 7 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）

規 則

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第47号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年新潟県条例第15号）第2条の規定の施行期日は、令和5年7月30日とする。

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第48号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(有料公園施設の使用許可等の手続)</p> <p>第6条 条例第5条の2第1項の規定により有料公園施設及び附属設備（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム、<u>サブグラウンド及びスケートパーク</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーを除く。）の使用の許可を受けようとする者は、別記第8号様式による有料公園施設使用許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム、<u>サブグラウンド及びスケートパーク</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーの使用に係る条例第5条の2第1項の許可については、その使用に係る使用料の収納をもつてなされたものとする。</p> <p>7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド、<u>野球場及びスケートパーク</u>（以下この号において「スタジアム等」という。）使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（条例第1条の6第2項の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(定期券等)</p>	<p>(有料公園施設の使用許可等の手続)</p> <p>第6条 条例第5条の2第1項の規定により有料公園施設及び附属設備（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム及び<u>サブグラウンド</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーを除く。）の使用の許可を受けようとする者は、別記第8号様式による有料公園施設使用許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム<u>及びサブグラウンド</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーの使用に係る条例第5条の2第1項の許可については、その使用に係る使用料の収納をもつてなされたものとする。</p> <p>7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド<u>及び野球場</u>（以下この号において「スタジアム等」という。）使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（条例第1条の6第2項の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(定期券等)</p>

第8条 条例別表第2第11号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 定期券及び条例別表第2第11号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(使用料の減免手続)

第9条 条例第10条第2項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第13号様式による使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて知事が認めるときは、口頭により申請することができる。

(1) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(2)・(3) (略)

(利用料金)

第11条の3 (略)

2 (略)

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1) 条例第2条第1項又は第3項の規定による許可（新潟スタジアム、野球場又はスケートパークに係る当該規定による許可を除く。）を受けた場合 国、県、市町村その他公共団体が主催し、又は共催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(2) 新潟スタジアム、野球場又はスケートパークに係る条例第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、野球場若しくはスケートパーク（専用使用の場合に限る。）、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業

第8条 条例別表第2第10号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 定期券及び条例別表第2第10号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(使用料の減免手続)

第9条 条例第10条第2項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第13号様式による使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて知事が認めるときは、口頭により申請することができる。

(1) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(2)・(3) (略)

(利用料金)

第11条の3 (略)

2 (略)

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1) 条例第2条第1項又は第3項の規定による許可（新潟スタジアム又は野球場に係る当該規定による許可を除く。）を受けた場合 国、県、市町村その他公共団体が主催し、又は共催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(2) 新潟スタジアム又は野球場に係る条例第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、若しくは野球場、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定め

のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

- (4) 新潟スタジアム（専用使用の場合を除く。）、サブグラウンド（専用使用の場合を除く。）若しくはスケートパーク（専用使用の場合を除く。）、体育館（専用使用の場合を除く。）若しくはプール又は観賞展示温室に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

4 条例第15条の5第8項の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて指定管理者が認めるときは、口頭により申請することができる。

- (1) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用（専用使用を除く。）をしようとする者
 - (2)・(3) (略)
- 5 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名	使用料			
	単位又は区分	金額		
新潟県	(略)			
立鳥屋	野球場	(略)		
野潟公園	スケートパーク	生徒等	1品につき1日	200円
		その他		500円
	ヘルメット	生徒等		100円
		その他		200円
	プロテクター	生徒等		100円
		その他		200円

る事由に該当するとき。

- (4) 新潟スタジアム（専用使用の場合を除く。）若しくはサブグラウンド（専用使用の場合を除く。）、体育館（専用使用の場合を除く。）若しくはプール又は観賞展示温室に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

4 条例第15条の5第8項の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて指定管理者が認めるときは、口頭により申請することができる。

- (1) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用（専用使用を除く。）をしようとする者
 - (2)・(3) (略)
- 5 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名	使用料	
	単位又は区分	金額
新潟県	(略)	
立鳥屋	野球場	(略)
野潟公園		(略)

<p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 生徒等とは、高等学校、中等教育学校又は中学校の生徒、義務教育学校の児童及び生徒、小学校の児童並びに学齢に達しない者をいうものとする。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p>第6号様式 (第3条関係) 公園内行為許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場</u> (北側) 若しくは多目的運動広場 (南側) 又は新潟スタジアム、<u>野球場若しくはスケートパーク</u>内の広告物の表示にあつては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間</p> <p>第8号様式 (第6条関係) 有料公園施設使用許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側)、多目的運動広場 (南側)、新潟スタジアム、<u>野球場又はスケートパーク</u>の使用の許可を申請する場合に記入すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12号様式 (第8条関係) 定期券交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県都市公園条例施行規則<u>第8条第1項</u>の規定により、下記のとおり<u>スケートパーク</u>の定期券<u>鑑賞展示温室</u>の交付を受けたいので、使用料 円を添えて申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第13号様式の2 (第9条の2関係) 入場料収入報告書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 スケ</p>	<p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p>第6号様式 (第3条関係) 公園内行為許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場</u> (北側) 若しくは多目的運動広場 (南側) 又は新潟スタジアム若しくは<u>野球場内の</u>広告物の表示にあつては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間</p> <p>第8号様式 (第6条関係) 有料公園施設使用許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側)、多目的運動広場 (南側)、新潟スタジアム<u>又は野球場</u>の使用の許可を申請する場合に記入すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12号様式 (第8条関係) 定期券交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県都市公園条例施行規則<u>第8条第3項</u>の規定により、下記のとおり<u>鑑賞展示温室</u>の定期券の交付を受けたいので、使用料 円を添えて申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第13号様式の2 (第9条の2関係) 入場料収入報告書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 スケ</p>
--	---

<p>動広場（北側） 動広場（南側） タジアムの使用に係る入場料の収入総額に 球場 <u>トパーク</u> について報告します。 (略)</p> <p>第17号様式の2（第11条の3関係） 入場料収入報告書 (略) 新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定に 多目的 多目的 より、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 野 <u>スケ</u></p> <p>運動広場（北側） 運動広場（南側） スタジアムの使用に係る入場料の収入総額 球場 <u>ートパーク</u> について報告します。 (略)</p>	<p>動広場（北側） 動広場（南側） タジアムの使用に係る入場料の収入総額に 球場 について報告します。 (略)</p> <p>第17号様式の2（第11条の3関係） 入場料収入報告書 (略) 新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定に 多目的 多目的 より、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 野</p> <p>運動広場（北側） 運動広場（南側） スタジアムの使用に係る入場料の収入総額 球場 について報告します。 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年7月30日から施行する。ただし、第12号様式の改正（「第8条第3項」を「第8条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第872号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和5年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	みらいともす訪問看護ステーション	新潟県五泉市村松乙259-3	株式会社みらいともす	令和5年7月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションラポ	新潟県胎内市野中490-3シンワヒルズA	株式会社ケアナーラポ	令和5年7月1日

◎新潟県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ハッピーデイサービスめぐみ	新潟県上越市北城町4丁目21番11号	有限会社上新ライフサービス	通所介護	令和5年3月24日	令和5年6月30日

◎新潟県告示第874号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	23者	富塚町3丁目401番 ほか294筆 49.7ha
阿賀野市	25者	田山新田503番 ほか244筆 21.4ha
聖籠町	2者	蓮野六反割3259番1 ほか57筆 4.2ha
新潟市	2者	江南区沢海焼山3866番1 ほか1筆 0.2ha
南魚沼市	3者	茗荷沢14番2 ほか58筆 7.0ha
十日町市	1者	松之山藤倉鰻池沢422番2 ほか18筆 0.6ha
糸魚川市	7者	大野岡田2146番1 ほか27筆 3.5ha
合計	63者	706筆 86.6ha

2 認可年月日

令和5年7月28日

◎新潟県告示第875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
岡野町地区	区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業	上越市	令和5年2月21日

◎新潟県告示第876号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和4年3月26日から令和4年10月28日まで
- 作業地域 新潟県糸魚川市大字須沢 地内
新潟県糸魚川市大字西中 地内

◎新潟県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字中ノ又澤853番14から	新	6.2～12.0メートル	45.8メートル
同市宇津野字中ノ又澤853番14まで	旧	6.2～12.0メートル	45.7メートル

◎新潟県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字中ノ又澤853番8から	新	8.2～26.2メートル	179.4メートル
同市宇津野字中ノ又澤853番8まで	旧	8.0～26.2メートル	179.4メートル

◎新潟県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳島信濃坂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区田島字下抽ケ490番3から	新	9.0～45.6メートル	149.2メートル
同市牧区田島字下抽ケ466番1まで	旧	9.0～40.2メートル	149.2メートル

◎新潟県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柳島信濃坂線
- 2 供用開始の区間
上越市牧区田島字下抽ケ490番3から同市牧区田島字下抽ケ466番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月28日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
電子申告審査システム等ASPサービス提供業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和5年7月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社インテック 新潟センター
新潟県新潟市中央区本馬越2丁目12-24
- 5 落札価格
38,379,000円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年5月12日
- 8 落札方式
最低価格

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
税務総合オンラインシステム用サーバ機器更改に伴うアプリケーション移行業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式

随意契約

- 5 契約日
令和5年6月29日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 7 契約価格
48,951,540円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 (仮称)はれまちショッピングセンター
所在地 上越市土橋2603番地 外
設置者 Jマテ、ランドコム株式会社 他2者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和5年3月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和5年7月28日から令和5年8月28日まで

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月28日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(予算執行権限等の専決)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 企業局長は、執行予定額が1,000万円以上2,000万円未満の物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る債務の負担を伴わない契約(以下「単価契約等」という。)を締結する権限を次長に、<u>予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円未満の単価契約等を締結する権限を総務課長に専決させる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(資金前渡の範囲)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 令第21条の5第1項第1号から第14号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員又は人夫に対する報酬</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(資金前渡の限度額)</p> <p>第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費 <u>3月分の予定額</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金前渡の精算確認)</p> <p>第49条 支出命令者は、資金前渡職員に対して資金</p>	<p>(予算執行権限等の専決)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 企業局長は、<u>予算の流用を決定する権限及び</u>執行予定額が1,000万円以上2,000万円未満の物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る債務の負担を伴わない契約(以下「単価契約等」という。)を締結する権限を次長に<u>専決させる。ただし、1,000万円未満の予算の流用を決定する権限及び執行予定額が</u>1,000万円未満の単価契約等を締結する権限を総務課長に専決させる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(資金前渡の範囲)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 令第21条の5第1項第1号から第14号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>臨時職員又は人夫に対する報酬</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(資金前渡の限度額)</p> <p>第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費 <u>1回分の請求額(支出命令者がやむを得ないと認めるときは、1回分の予定額)</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金前渡の精算確認)</p> <p>第49条 支出命令者は、資金前渡職員に対して資金</p>

を交付した場合において、当該資金に係る支払事務が終了したときは、速やかに資金精算書を提出させて当該資金の精算額を確認しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号で定める時期に一括して確認することができる。

(1) (略)

(2) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費 当該月分を翌月15日まで

(3) (略)

2 (略)

(支出予算の配当)

第120条 次長は、支出予算の範囲内で総務課長に対し、各会計ごとに支出予算を本配当するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により本配当された額の範囲内で事業所長に対し支出予算を再配当するものとする。

(予算科目の追加設定)

第123条 総務課長は、予算の執行に関し、科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、新たに科目を追加して設定することができる。

別表第1 (第3条関係)

収入原因行為

科目等	次長	課長
1 収益的収入	(略)	
(2) 使用料及び貸付料		○
(略)		
(4) 受託金		○
(略)		
(6) 他会計繰入金等		○
(7) 負担金		○

を交付した場合において、当該資金に係る支払事務が終了したときは、速やかに資金精算書を提出させて当該資金の精算額を確認しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号で定める時期に一括して確認することができる。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(支出予算の配当)

第120条 企業局長は、支出予算の範囲内で次長に対し、各会計ごとに支出予算を本配当するものとする。

2 次長は、前項の規定により本配当された額の範囲内で事業所長に対し支出予算を再配当するものとする。

(予算科目の追加設定)

第123条 企業局長は、予算の執行に関し、科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、新たに科目を追加して設定することができる。

別表第1 (第3条関係)

収入原因行為

科目等	次長	課長
1 収益的収入	(略)	
(2) 使用料及び貸付料		○
徴収基準の定めがあるもの 上記以外のもの	200万円未満	100万円未満
(略)		
(4) 受託金	1,000万円未満	500万円未満
(略)		
(6) 他会計繰入金等	5,000万円未満	2,000万円未満
(7) 負担金	1,000万円	500万円未

	(略)		
2 資本的収入	(1) 企業債		〇
	(略)		
	(3) 国庫補助金		〇
	(略)		
	(5) 他会計繰入金等		〇
	(6) 分担金		〇
	(略)		
	(8) 受託金		〇
(略)			

		未満	満
	(略)		
2 資本的収入	(1) 企業債	〇	
	(略)		
	(3) 国庫補助金	〇	
	(略)		
	(5) 他会計繰入金等	5,000万円未満	2,000万円未満
	(6) 分担金	2,000万円未満	1,000万円未満
	(略)		
	(8) 受託金	1,000万円未満	500万円未満
(略)			

支出負担行為

科目等	次長	課長	課長補佐	
1 収益的支出	(略)			
	(7) 潤滑油脂費		100万円超 100万円以下	
	(8) 消耗品費		100万円超 100万円以下	
	(9) 修繕費 電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	250万円超 3億円未満	250万円以下
	材料購入費その他	(略)	160万円超 3,000万円未満	160万円以下
	(略)			
	(11) 動力費		100万円超 100万円以下	
	(略)			
	(13) 広告宣伝費	(略)	100万円超 300万円未満	100万円以下
	(略)			
(15) 賃借料		80万円超 80万円以下		

支出負担行為

科目等	次長	課長	課長補佐
1 収益的支出	(略)		
	(7) 潤滑油脂費		50万円以上 50万円未満
	(8) 消耗品費		50万円以上 50万円未満
	(9) 修繕費 電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	3億円未満
	材料購入費その他	(略)	3,000万円未満
	(略)		
	(11) 動力費		50万円以上 50万円未満
	(略)		
	(13) 広告宣伝費	(略)	300万円未満
	(略)		
(15) 賃借料		50万円以下 50万円未満	

				下				上	満
	(16) 委託費	(略)	100万 円超	100万 円以 下		(16) 委託費	(略)	1,000 万円 未満	
	建設工事 に関する委 託費	(略)	100万 円超	100万 円以 下		建設工事 に関する委 託費	(略)	2,000 万円 未満	
	(略)					(略)			
	(21) 交付金		100万 円超	100万 円以 下		(21) 交付金		○	
	(22) 通信運 搬費		100万 円超	100万 円以 下		(22) 通信運 搬費		50万 円以 上	50万 円未 満
	(略)					(略)			
	(26) 雑費		100万 円超	100万 円以 下		(26) 雑費		50万 円以 上	50万 円未 満
	(略)					(略)			
2 資 本 的 支 出	(1) 建設改良 費					(1) 建設改良 費			
	(略) 工事費	(略)	250万 円超	250万 円以 下		(略) 工事費	(略)	3億 円未 満	
	原材料購 入費	(略)	160万 円超	160万 円以 下		原材料購 入費	(略)	3,000 万円 未満	
	機械備品 購入費	(略)	160万 円超	160万 円以 下		機械備品 購入費	(略)	500万 円未 満	
	委託費	(略)	100万 円超	100万 円以 下		委託費	(略)	2,000 万円 未満	
	(略)					(略)			
	(2) 工業用地 造成費					(2) 工業用地 造成費			
	(略)					(略)			

造成工事費	(略)	250万円超 3億円未満	250万円以下
(略)			
(5) 貸付金	(略)	100万円超 500万円未満	100万円以下
(6) 繰出金		〇	
(略)			
(略)			

(注) (略)

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

収入原因行為

科目等		事業所長に委任する範囲
1 収益的収入	(略)	
	(3) 貸付料	〇
	(略)	
(略)		

支出負担行為

科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
1 収益的支出	(略)	
(4) 潤滑油脂費	(略)	100万円以下
(5) 消耗品費	(略)	100万円以下
(6) 修繕費 電気、機械工事費 材料購入費 土木、建築工事費 その他	(略) (略) 250万円以下	250万円以下 160万円以下 250万円以下
(7) 動力費	(略)	100万円以下
(略)		
(10) 賃借料	(略)	80万円以下

造成工事費	(略)	3億円未満	
(略)			
(5) 貸付金	(略)	500万円未満	
(6) 繰出金	1,000万円未満		
(略)			
(略)			

(注) (略)

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

収入原因行為

科目等		事業所長に委任する範囲
1 収益的収入	(略)	
	(3) 貸付料	100万円未満
	(略)	
(略)		

支出負担行為

科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
1 収益的支出	(略)	
(4) 潤滑油脂費	(略)	50万円未満
(5) 消耗品費	(略)	50万円未満
(6) 修繕費 電気、機械工事費 材料購入費 土木、建築工事費 その他	(略) (略) 250万円未満	
(7) 動力費	(略)	50万円未満
(略)		
(10) 賃借料	(略)	50万円未満

	(11) 委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	建設工事に関する委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(15) 通信運搬費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(19) 雑費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(11) 委託費	(略)	
	建設工事に関する委託費	(略)	
	(略)		
	(15) 通信運搬費	(略)	<u>50万円未</u> <u>満</u>
	(略)		
	(19) 雑費	(略)	<u>50万円未</u> <u>満</u>
	(略)		
	2 資 本 的 支 出	(1) 建設改良費	
(略)			
電気、機械工事費		(略)	<u>250万円</u> 以下
土木、建築工事費		<u>250万円</u> 以下	<u>250万円</u> 以下
原材料		(略)	<u>160万円</u> 以下
購入費		(略)	<u>160万円</u> 以下
機械備品購入費		(略)	<u>100万円</u> 以下
委託費		(略)	<u>100万円</u> 以下
(略)			
(略)			
2 資 本 的 支 出	(1) 建設改良費		
	(略)		
	電気、機械工事費	(略)	
	土木、建築工事費	<u>250万円</u> 未満	
	原材料	(略)	
	購入費	(略)	
	機械備品購入費	(略)	
	委託費	(略)	
	(略)		
	(略)		
(注) (略)			
(注) (略)			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月28日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p>第5条 （略）</p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する期間から、次の各号に該当するごとに5日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を10日未満とすることはできない。</u></p> <p><u>(1) 公告をインターネットにより行う場合</u></p> <p><u>(2) 入札説明書の配付を公告を行った日からインターネットにより行う場合</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付をインターネットを使用して同時に行う場合においては、第1項に規定する期間を13日までに短縮することができる。</u></p> <p><u>4 予算執行職員等は、第1項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により、記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>5 （略）</u></p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p>第6条 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、<u>前条第1項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 予算執行職員等は、前項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により、記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>3 （略）</u></p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p>第6条 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、<u>前条第1項及び第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2～4 （略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和5年7月28日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																													
<p>新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様式番号</th> <th style="width: 35%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">規 定 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名 称	規 定 条 文	(略)			(略)			<p>新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様式番号</th> <th style="width: 35%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">規 定 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35号様式</td> <td style="text-align: center;">支出命令者印 鑑表</td> <td style="text-align: center;">第6条の2第 1項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第35号様式（第6条の2関係） (略)</p> <p>第59号様式の2（第120条関係） 企業局総務課長 (略) 新潟県企業局長 (略)</p> <p>第59号様式の3（第120条関係） (略) 企業局次長 (略)</p> <p>第60号様式（第121条関係） 予算流用調書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">課長</td> <td style="width: 25%;">補佐</td> <td style="width: 25%;">係長</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第61号様式の2（第123条の2関係） 債務負担行為本配付書 企業局総務課長 (略)</p>	様式番号	名 称	規 定 条 文	(略)			第35号様式	支出命令者印 鑑表	第6条の2第 1項	(略)			課長	補佐	係長	係				
様式番号	名 称	規 定 条 文																												
(略)																														
(略)																														
様式番号	名 称	規 定 条 文																												
(略)																														
第35号様式	支出命令者印 鑑表	第6条の2第 1項																												
(略)																														
課長	補佐	係長	係																											

新潟県企業局次長 (略)	新潟県企業局長 (略)
第61号様式の3 (第123条の2関係) 債務負担行為再配付書 (略)	第61号様式の3 (第123条の2関係) 債務負担行為再配付書 (略)
企業局総務課長 (略)	企業局次長 (略)
第61号様式の4 (第123条の2関係) 継続費本配付書 企業局総務課長 (略)	第61号様式の4 (第123条の2関係) 継続費本配付書 企業局次長 (略)
新潟県企業局次長 (略)	新潟県企業局長 (略)
第61号様式の5 (第123条の2関係) 継続費再配付書 (略)	第61号様式の5 (第123条の2関係) 継続費再配付書 (略)
企業局総務課長 (略)	企業局次長 (略)

附 則

- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

令和5年7月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定内容に異動のあつた施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
葛塚コミュニティセンター	新潟市北区葛塚3197番地 (旧新潟市北区東栄町1丁目1番18号)	多目的ホールA及びB	117.72	令和4年9月1日
		研修室A・B・C	179.69	
		研修室D	57.92	
		会議室	29.25	
		和室	41.60	
		(旧多目的ホール、研修室A及びB、教養文化室、談話室)	(旧167.00、128.40、70.00、21.00)	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
曾野木保育園	新潟市江南区曾野木 1丁目4番7号	遊戯室	120.07	令和4年9月1日
第二曾野木保育園	新潟市江南区曾野木 2丁目18番7号	遊戯室	150.00	令和4年9月1日

教育委員会公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花角 英世

- 調達件名及び数量
県立学校等電力需給（新潟高等学校 外110施設）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県教育庁財務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 契約日
令和5年6月9日
- 契約先の氏名及び住所
東北電力株式会社
宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額
基本料金及び電力量料金の単価は業務用電力料金単価による。
- 契約方式
随意契約
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

令和5年7月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

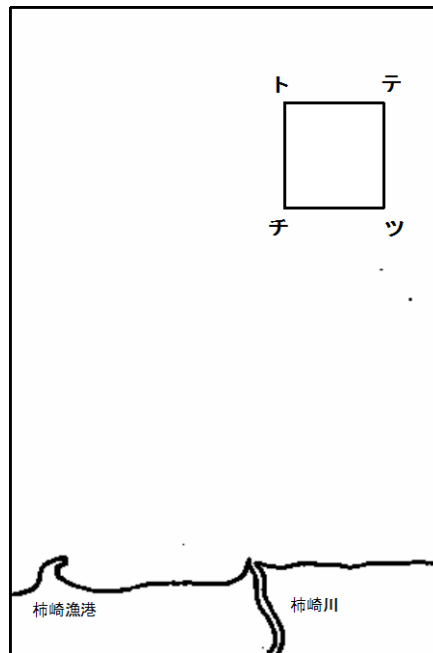
- 禁止区域
次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点チ 北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点
点ツ 北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点
点テ 北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点
点ト 北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点
※緯度、経度は世界測地系による表示

2 禁止期間

令和5年8月20日から令和5年11月30日まで及び令和6年8月20日から令和6年11月30日まで

柿崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図



◎新潟海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

令和5年7月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域

(1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点ア 北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点

点イ 北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点

点ウ 北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点

点エ 北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点

(2) 次に掲げるオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点オ 北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点

点カ 北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点

点キ 北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点

点ク 北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点

(3) 次に掲げるケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点ケ 北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点

点コ 北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点

点サ 北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点

点シ 北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点

(4) 次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点ス 北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点

点セ 北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点

点ソ 北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点

点タ 北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点

(5) 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点チ 北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点

点ツ 北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点

点テ 北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点

点ト 北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点

(6) 次に掲げるナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点ナ 北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点

点ニ 北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点

点ヌ 北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点

点ネ 北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点

点ノ 北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点

点ハ 北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点

点ヒ 北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点

(7) 次に掲げるフ、ヘ、ホ、マ及びフの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点フ 北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点

点ヘ 北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点

点ホ 北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点

点マ 北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点

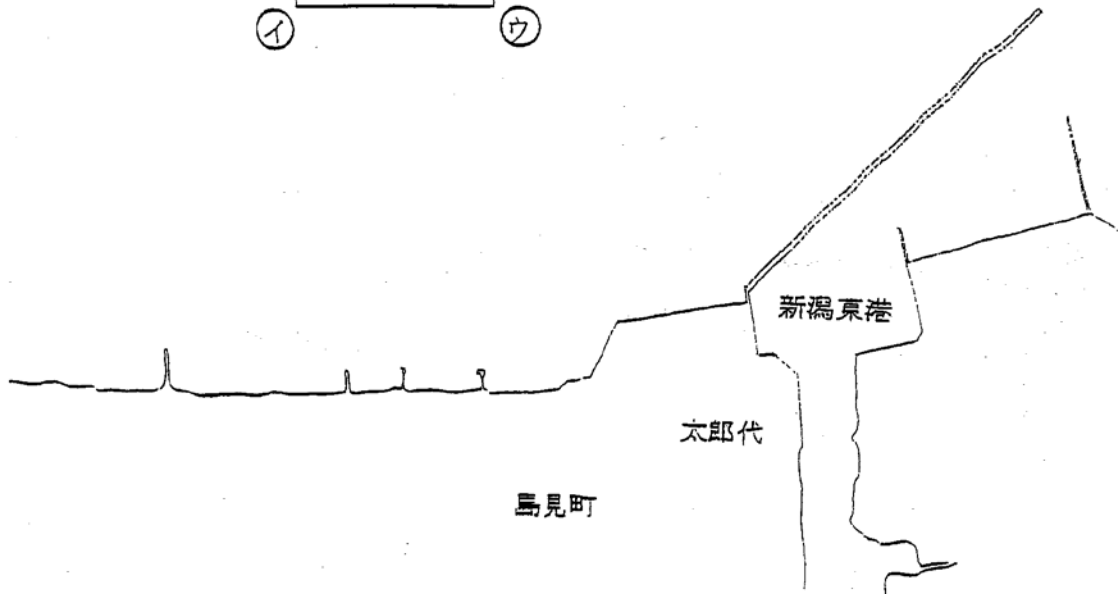
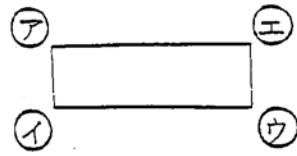
※緯度、経度は世界測地系による表示

2 禁止期間

令和5年8月20日から令和5年11月30日まで及び令和6年8月20日から令和6年11月30日まで

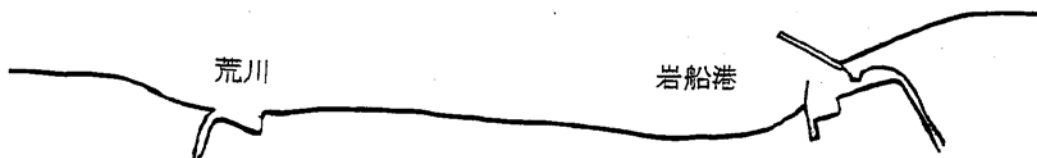
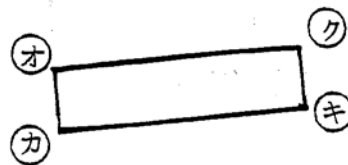
(1)

新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

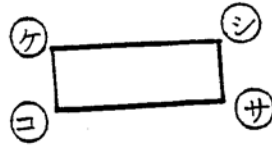


(2)

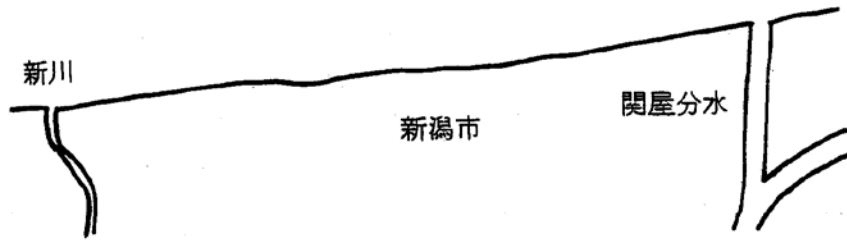
岩船地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



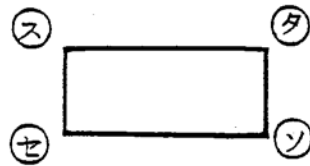
(3)



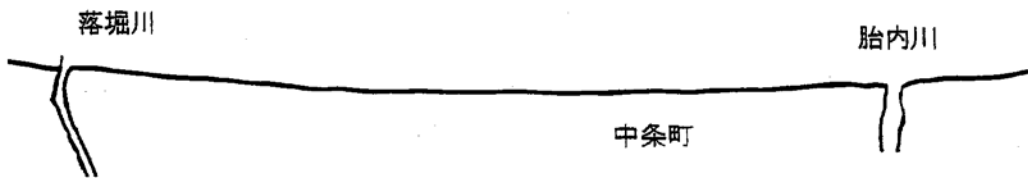
新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



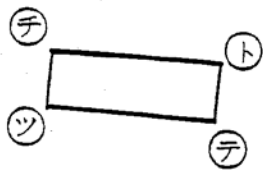
(4)



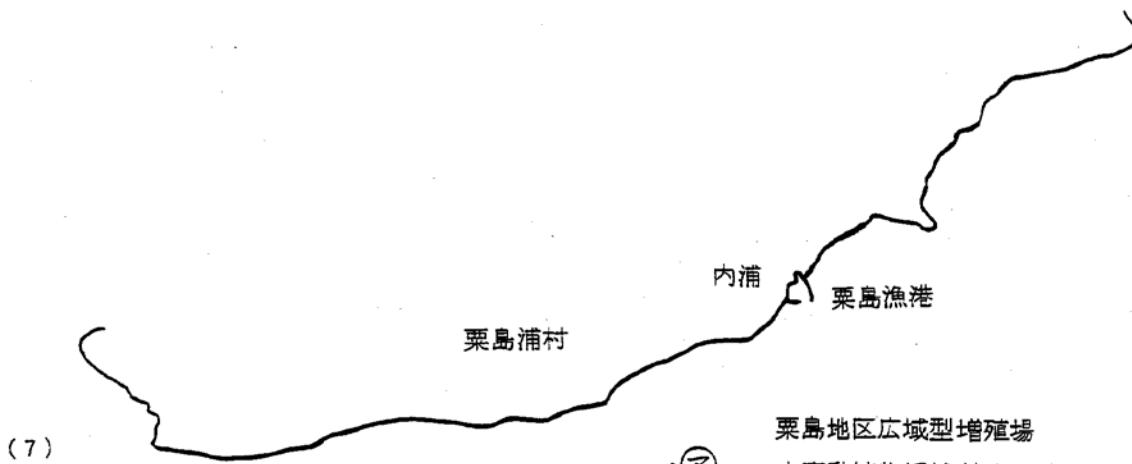
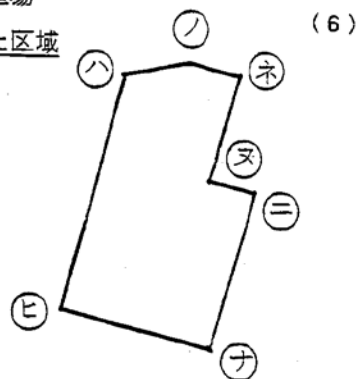
北蒲地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



(5) 上海府地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



山北地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



粟島地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

